

第39回さいたま地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和4年11月24日（木）午後3時～午後4時30分

第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 岡部純子、亀崎美苗、佐々木一夫、佐藤彰宏、高木太郎（委員長代理）、西野享太郎、増田文治、森田茂夫、山浦正敬、山本智、吉村真幸（委員長）（五十音順、敬称略）

（事務担当者）さいたま地裁刑事首席書記官、同事務局長、さいたま簡裁庶務課長、さいたま地裁総務課課長補佐、同総務課庶務係長

（説明担当者）宮澤康弘さいたま地裁民事首席書記官、坂田知久さいたま簡裁裁判官、神田麻美さいたま地裁総務課課長補佐

第4 議題

「民事調停制度について」

第5 議事

1 開会

2 委員交代の紹介（飯崎委員、岡部委員、西野委員、増田委員）

3 説明担当者による説明

(1) 宮澤康弘民事首席書記官及び坂田知久さいたま簡裁裁判官から民事調停制度の概要等について説明をした。

(2) 神田麻美総務課課長補佐から民事調停制度に関する広報について説明をした。

4 意見交換

（発言者：◎委員長、○委員、■説明担当者）

◎ 民事調停制度の概況説明を聞いていただいたが、民事調停制度には現在三つ悩みがある。

悩みの一つ目は、民事調停制度が紛争解決の制度としてちゃんと役割を果たしているのかということである。国民の価値観が多様化し、難しい事件が増えてきている中で、民事調停が紛争解決の役割を果たしているのか、また、各種存在する ADR 制度と競争しうるものになっているのか、そういった悩みである。

二つ目の悩みは、民事調停委員になる人材の確保ができないことである。定年延長により、会社を辞める頃には高齢のため新たに調停委員の仕事をやることのためらいを感じる方も多くいる一方で、現役世代の方々は、調停委員の仕事になかなか応じていただけない。

三つ目の悩みは、広報についてである。民事調停の受理件数は減少傾向にある。どうやって、民事調停という制度の知名度を高めていったらいいのかという悩みである

これら三つの悩みが民事調停制度にはあるわけであるが、これらについて御意見を伺っていききたい。まずは、民事調停制度の紛争解決機能を強化するためにはどうしたらいいのか、御意見があるか。

- 調停委員の仕事をしているが、やはり事案の内容を把握することが大事だと考える。そこで思うのは、自分が担当する調停事件の申立書や答弁書などの主張関係書面を事前に送っていただけないということである。裁判所に来て読まないといけないが、他の調停委員と時間が重なってしまったり、記録を読んでいて疑問が生じてもその場で調べられなかったりする。主張関係の書面だけでもメールで送ってくれば、時間があるときにじっくり読めて、紛争の争点を把握できるが、それができない状況にある。
- ◎ 調停委員が事案の内容を把握するための工夫が必要なのではないかという指摘をいただいた。IT 化が進み、申立書等の提出が電子化されれば、対応できるのではないかと思う。
- 調停委員の経験、また、さいたま簡裁で4年間の民事調停官としての経験を踏まえて意見を述べる。

まず、民事調停の申立てをするのは、やはり弁護士が一番多いと思う。そのた

め、弁護士が使いやすい制度にすることが紛争解決機能を高めることにつながると思う。弁護士が関わる場合、担当の調停委員も専門家や弁護士をつけて、事案をきちんと把握した上で解決を図らないと、双方の代理人弁護士を説得できない。事案を把握するための工夫がぜひとも必要だと思う。

調停官の経験で感じたのは、民事調停制度はすごく贅沢な制度であるということである。調停官として交通事故関係の事案に関わったときのことだが、その時の調停委員は、一方が損保会社の経験者であり、もう一方は交通事故をたくさん扱ってこられた副検事をされていた方で、どちらも私が知らない知識、情報を持っていた。また、私が調停官だったときは医師の調停委員がいて、医療関係の紛争ではその方を就けていた。紛争の類型に応じて、専門の調停委員をつけられるようにすれば、紛争解決に役立ち、ひいては民事調停制度が信頼されるようになると思う。

また、同じく調停官としての経験で感じたのは、官に対する信頼である。同じようなことを調停委員の立場で話しても余り聞いてくれないが、調停官として、裁判官と同じような立場であると紹介されると、話を聞いてもらえることがあった。国民性なのかもしれないが、官に対する信頼がすごく大きい、これは民間が行うADRにはない強みなのではないかと思う。

- 民事調停制度が紛争解決の機能を果たしているのかというのは、その入口として、この制度を利用してもらっていないということか。それとも、調停になったとしても不成立になってしまうことが多いので、紛争解決の制度として機能していないという意味なのか。民事調停事件のうち成立する割合がどの程度なのかを教えてほしい。

また、概況説明の中で、民事訴訟が調停に付されることがある一方で、民事調停で不成立となった事件につき訴訟を起こすといったことがあったが、それはどういうことなのか。

- ◎ まず、民事調停の機能の問題として、入口の問題、つまり、紛争解決手段として民事調停を選んでももらえないという問題がある。弁護士の中には、調停は時間

が掛かる、早く結論が欲しいからということで、民事訴訟を選ぶものがある。家事事件は調停前置であるため、まずは調停となるが、民事事件の場合にはそうではなく、調停が選択されないという問題がある。

また、入口に入った後の問題、紛争解決手段として民事調停が選ばれても、調停が成立するののかという問題がある。当事者がお互いに譲り合えば成立するが、譲り合わなければ成立しないわけで、不成立となる割合は結構ある。大体どのくらいあるのか。

■ 民事調停が成立する割合は、管内の過去5年平均で約37パーセントとなっている。

◎ 民事訴訟で和解が成立する割合も、同じく約3割から4割の間である。

それから、民事調停から民事訴訟に移行することもある、逆に民事訴訟から民事調停に移行することもある、そこがよく分からないという指摘であるが、まず、調停が不成立になった後民事訴訟を選択する、調停を選んだものの結局成立しなかったので訴訟に移るというパターンがある。一方で、民事訴訟が進む中で、当事者同士で話し合いができそうである場合には、裁判官が調停に付するという手続を取ることがある。

○ 民事調停制度というのは、日本独特の制度なのか。訴訟社会と言われるアメリカなど、他の国にもある制度なのか。

◎ まず、日本以外のアジアの国々においては似たような制度はない。それは、司法に対する信頼の度合いがアジアの国々と比べて日本では高いからである。

一方で、欧米と比較すると、日本の民事調停制度と似たような制度があるが、余り活用されてないと言われている。英米法系だと、和解をする場合、当事者間のみで行われ、裁判所は関与しない。費用対効果の問題で、ディスカバリー、証拠開示への対応費用等がかさんだので、話し合いをしようといった具合となるわけである。

先程委員の方から、民事調停制度は贅沢な制度という意見があったが、確かにその通りだと思う。

- 建築士の調停委員をしていて、建築関係の事案を主に担当している。建築関係の事案だと、証拠として図面等が出てくるが、それを読むために裁判所に行かなければならない。先程も話に出てきたが、メール等で送ってくださらず、非常に困っている。

先程、官に対する信頼の話があったが、私は士に対する信頼もあると感じている。当事者の方も、私を士として信頼して話を聞いてくれていると感じる。私は、専門家として、正しいことは正しい、間違っていることは間違っているとはっきり言うようにしている。裁判官も、建築関係は専門ではないので、分からない点があれば、士として、専門家として、はっきりと意見を述べる、それが大事だと考えている。

また、当事者に意見を吐き出させ、その意見を中立な立場で聞いて、調整する、それが調停委員として大事だと思う。

- ◎ 委員から、調停事件の記録を読むのに裁判所まで行かなければならないという指摘があった。個人情報保護の観点から、調停事件の記録を自宅に持ち帰ったり、記録をコピーすることを許さない状況にあり、調停委員の方々には不便、面倒をお掛けしている。デジタル化に伴い、セキュリティの確保というのが十分にできるようになれば、変わってくるのではないかと思う。

では、人材の確保と広報の悩みについて、意見があるか。

- 今はインターネットを利用するのが一番の広報になると思う。紙の広告は結構高く掛かるが、インターネット広告は割と安くできる。例えば、グーグルやヤフーのトップページに広告を表示するのはどうか。

また、例えば、境界の紛争があったときに、「境界、紛争、解決」とキーワード検索すると、民事調停に関するウェブサイトが開く、ということができれば、非常に便利なのではないかと思う。

- 民間人の立場、ふだん裁判所に余り関わらない立場からの意見であるが、まず、民事調停制度というものを知らない。私が民事調停を最初に知ったのは、経営する会社で借りていた工場と土地の賃料の減額を求めようとしていた時である。会

社の弁護士に相談したら、訴訟を起こすのが良いだろうという話になったが、たまたま不動産鑑定士の方と話す機会があり、その際に民事調停の話が出てきた。弁護士も民事調停を念頭に置いていなかったようである。

何か紛争が起きた時、一般の人は訴訟というのがまず頭に浮かんでしまうと思う。民事調停という制度があることを一般の方に知らせる、例えば、テレビ番組で取り上げてもらうなどすればいいのではないかと思う。

◎ 確かに、訴訟しか頭にない一般の人は多いと思う。広報の重要性を改めて認識した。

○ 民事調停制度については余り知らなかったが、今回話を聞いていて、いろいろな立場の人がいろいろなケースにおいて役に立つ制度であると思った。

民事調停制度について、積極的に皆に知らせようとしなくてもいいと思う。困っている人が民事調停という制度があるということを知り得るようにすることが重要だと思う。民事調停制度の強み、メリットについて、真に必要としている人たちに届くようにすればいいのではないか。テレビ番組の話が出たが、例えば、こういうシチュエーションであれば民事調停制度を利用するとよいということをテレビで紹介するのがよいのではないか。

第6 次回のテーマについて

- 1 佐々木委員から、「採用広報」を次回のテーマとすることの提案があった。
- 2 次回のテーマは、各委員から令和5年2月末頃までテーマを募集した上で決定することとなった。

第7 次回期日

未定